

第57回平成26年6月与謝野町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成26年6月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時55分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	小池 大介	農 林 課 長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教 育 次 長	和田 茂
税 務 課 長	植田 弘志	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保 健 課 長	前田 昌一
会 計 室 長	飯澤嘉代子	福 祉 課 長	浪江 昭人
建 設 課 長	西原 正樹	水 道 課 長	吉田 達雄

5 . 議事日程

- | | | | |
|-------|-----------|---------------------------------|-------------|
| 日程第 1 | 議案第 5 1 号 | 与謝野町税条例等の一部改正について | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 4 | 議案第 5 4 号 | 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正について | (質疑 ~ 表決) |
| 日程第 5 | 議案第 5 5 号 | 平成 2 6 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 1 号) | (質疑) |

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ここで商工観光課長より訂正があります。

長島商工観光課長。

商工観光課長(長島栄作) 皆さん、おはようございます。

早朝から貴重なお時間を申しわけございません。私のほうから1点訂正がございます。けさほどお手元に第57回6月定例会の正誤表ということで、議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部を改正する条例につきましての正誤表並びに、続きましては、政策等形成過程の説明資料正誤表ということでおつけをさせていただいております。これにつきましては、海の京都・与謝野町おもてなし環境整備事業費補助金の要綱につきまして、訂正がございまして、その関係で条例の一部改正等に訂正がございましたものでございます。

まず、予算書の15ページの議案第54号の与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正につきましては、この文言の中で、その裏面、16ページの条文第1条中の海の京都・おもてなし環境事業費補助金の海の京都・の後に、与謝野町の文字が入るということで、海の京都与謝野町・おもてなし環境事業費補助金ということでございまして、訂正方、お願いをいたします。

これにつきましては、議案資料12ページの議案第54号資料につきましても同様の訂正をお願いするものでございます。また、政策等形成過程の説明資料のページ、18ページの海の京都美心与謝野事業の文中の中ほどに事業概要の(3)海の京都・おもてなしの部分の、海の京都与謝野町・おもてなしということで、修正をお願いします。

また、その後の海の京都・おもてなし環境事業費補助金交付要綱(案)の中でも修正等がございまして、条文等、政策形成過程の資料を提出しました後も、私どものほうで修正等を、内容等を精査をいたしておりますので、その中で、条文の中で修正等を多々つけ加えております関係上、正誤表という形で修正をさせていただいておりますので、大変お手数でございますけれども、条文等の修正が多数加わりまして、おわびを申し上げまして修正をお願いしたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長(今田博文) 日程第1 議案第51号 与謝野町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、この議案であります町の税条例の改正ということで、資料も出していると思いますが、担当課におかれては補足資料までつけさせてもらって、すみません。えらい迷惑をかけました。

それでは、質問に入りたいと思っております。今回の町条例の改正では、自動車取得税の見直し、自動車税の見直し、復興支援のための税制上の措置、それから、新築住宅にかかわる固定資産税

等々、出ております。自動車取得税の見直しなどは、ご存じのように自動車メーカーなど、財界からの強い要請でありまして、その関係で出てきたものですが、市町村の改正内容、今回の改正内容については、直接、住民に負担を強いるようなものはないようです。よって、賛成できるかなというふうには考えています。

しかし、疑問の第1点目の質問にかかわりますが、新設された地方法人税というのは、消費税の増税、消費税引き上げにより、地方交付税の交付と不交付の団体の間に生まれてくる税収格差を是正する国税として新設されたものというふうに理解をしているわけですが、そういう説明だったと思うんですが、課長にお伺いします。こういう認識で間違いはないですか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回の税条例の改正の中身につきましては、大まかに言いますと3点ございます。今、ご質問のありました法人住民税の税率の改正、それから、軽自動車の税率の見直し、それと固定資産税の関係がございまして、今のご質問の法人住民税の税率の改正につきましては、先ほどおっしゃいましたように地方の法人住民税を国のほうの、仮称ではございますけれども、仮称の法人地方税ですか、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、それを創設されまして、地方から一旦、国のほうに税源を移譲させてするというものでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、課長からも答弁がありました。結局、今度の消費税の増税で、全国的に言えば格差が生まれるということですね。格差が生まれるために、それを是正したいということで、かなり国会でも論議があったようですけれども、新設された、国税として地方法人税というのが新設された、ということでございます。

二つ目の質問なんです。この地方法人税は、ことし10月から施行されるということのようでございますが、この税収を地方交付税の原資に回り、いわゆる財源のほうに回って、地方交付税の。消費税引き上げで起こる自治体間の格差を是正するというものですが、企画財政課長に飛びますが、お伺いしたいと思います。

地方交付税にこの財源が回って、それから再配分されると、こういうふうに理解しているんですが、このとおりでよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。基本的に、そのように私のほうは認識をしております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう1点。企画財政課長にお伺いしたほうがいいと思うので、あれですが、今の国税ですね、新しく新設された、地方法人税というのは、新たな制度設計のもとでつくられたと思うんですけども、これは全体として、フレームですね、制度設計のフレームの大枠としては地方交付税との関係は、どういう感じになるのかというのがわかれば、説明願いたいと思っているんですが。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） ちょっと難しいご質問ですので、お答えがしかねます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お尋ねしたのは、次の質問にかかわる問題なんですけれども、もうストレー

トにいきます。この地方法人税というのが、交付税の財源に回るということですが、本来、格差是正、いわゆる全国の自治体間の格差是正というのは、地方交付税の財源保障と財源の調整の両機能で強化が行わなければならないものというふうに、私は考えていますし、議員になってから一貫して、そういうふうに理事者からも、担当課のほうからも答弁をいただいていたと思います。ということは、今回の消費税増税によって、格差が生まれたということで、格差是正というのは、結局、消費税の増税と、この消費税を地方財源の主財源に置きかえようという一つの論議があります。そのことの先駆け的というような要素は課長は感じておられませんか。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 現状認識としましては、非常に難しいご質問ですので、私からお答えできることが、ちょっとできませんので、ご容赦いただきたいと思います。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今も質問で言いましたが、この件についてはですね、いわゆる地方法人税が新しく、大義は格差を是正するために、消費税によって起こった格差をですね、そこにあてがっていくと、一見、道理がありそうなんですけど、しかし、問題なのは、地方交付税が基本的に果たしてきた役割、この考え方に立つときに、また、別に、それをばんそうこうを貼るように格差のために、またするということになっているんですけど、現象としては、この間、与党でしたかね、政府関係の審議会だと思ったんですけど、この論議についてはですね、いろいろとあって、その中に出ているのが消費税が、どんどんふえてくると、ふやさなければならないという理屈なんですけど、彼らは、そのことによって地方財源が、地方交付税の中に消費税分が占めてくるという構造を描いているようです。これは課長もお読みになったことがあるんじゃないかというふうに思うんですけど、今の答弁で、特にいいですが、そういうことの関係でですね、私は今、指摘しましたように、私どもの立場からすると、立場というか、国民的な立場からすると、本来あるべき地方交付税のあり方そのものがどうなのかということになります。

一方で、この歴史的に見たときに、地方交付税は金がないからということで、どんどん削られてきましたね。いろいろと交付税措置されているというふうに現場では言われながら、課長の答弁でもありましたが、大もとのパイは変わらない。変わらないということは、ふえなきゃならないのに、パイは変わっていないと。だからいかなものかみたいな答弁もされたことがありました。それが今、私が、先ほどお尋ねした地方財源の、地方自治体の財源を確保する大前提が地方交付税にあるということの認識をきちんと、はっきりさせなければいけないんじゃないかということが、私はお伺いしたかったわけです。それは否定をされないと思うんです。

そう考えるとですね、先ほど述べましたように、この制度は非常にややこしいことになっていますけども、本来あるべき国と地方の関係、このことを大きく変える一歩になりはしないかという懸念が非常に強く、私どもは感じています。よって、この点は賛成できないなというふうに思っています。

そこで、もう一つの、最後に時間がありませんが、1点だけ、お伺いしておきたいと思っています。これは税務課長になりますが、二つ目の軽自動車税等の見直しの問題で、原付のバイクからずっと、ほとんどと言われるほどでしょう。三輪から四輪まで含めてですね、課税額がかなり上がると、多いのは倍、原付の場合ですと倍になります。1,000円が2,000円になり

ます。この負担は非常に大きなものだと思っています。

特に、時間がありませんので言いますが、この地域では公共交通網が極めて貧弱です。そのもとで働きに行くのも、いろんな行動する、生活する、いろんな行動もですね、このことをなくして、これが欠かせない生活の足になっていると、ですから、これは非常に問題があるのではないかというふうに思っています。その点で、課長は、どのような認識かお聞かせください。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問の、今回、50ccのバイクにおきましては1,000円が2,000円になるということで2倍ということになっております。基本は、今回の税法の改正では1.5倍が基本にされておりました。それで、その1.5倍の中で営業に使われる分につきましては約1.25倍というもので設定をされております。今回の50ccについては、それを超えて2倍ということになっておりますが、これにつきましては、そもそも税込、1,000円で課税を、1年の税を50ccは1,000円でさせてもらっておるんですけども、課税をする事務負担と、それから行政サービスを、50ccで乗っておられる部分等の兼ね合いという議論も国のほうではされておったようです。その中で一つは、例えば、課税を1,000円とするのは、なかなか難しいということであれば廃止、ゼロ円ですね、1,000円をゼロ円という議論もあったようです。ただ、これにつきましては、一定、ナンバープレートをつけて道路を走っておる。それから、一定のCO₂も出しておるということで、ゼロというのではなしに、やっぱり軽自動車という部分の中で一定、税を徴収させていただこうという議論に落ちつきました。その中で、先ほど言いました1,000円というのでは、なかなか徴収事務のほうに難しいので、最低の税率を2,000円という設定をされました。このため1,000円のところの税率が2倍ということになった経過がございます。

もう1点、今おっしゃいました公共交通がなかなか不便なところだということなんで、私も十分、それは認識しておるつもりです。今回、軽自動車の乗用車が7,200円というのが、1年間ありますけれども、普通の乗用車の1,000cc未満というのが2万9,500円で、その間の幅が4倍程度あるということで、軽自動車の、公共交通のかわりというのじゃないですけど、住民の皆さんの足になっている部分は十分あるんですけども、軽自動車と乗用車の一番下のところの税率の幅があまりあり過ぎるということで軽自動車という制度は残して、税率をフラットにさせていこうという国の考え方で、今回、税率を地方税法のほうで設定されまして、与謝野町の税条例のほうも、その標準税率でお願いしておるという状況でございます。

7 番（伊藤幸男） 議長、どう考えているかということは答弁してない。このことについて、どう思うかというお尋ねなんですけど。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 公共交通の関係の税、必要性も理解しております。ただ、先ほど言いました1,000円が2,000円になるというのは、2倍というのは税率としては高く、その部分は一番低いところは高くなっておるんですけども、1.25倍、それか1.5倍ということで設定させていただいておるのは、標準税率に合わせておりますし、妥当だというふうに考えております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答えをしてきてない。解説はいいんですよ。今、言っているのは、どう感じているかと、住民が。消費税もあるのに、一方でね。また、上がるという話が出るでしょう。こういう中で、どうなのかという点です。

もう1点は、二つ、一遍に言うておきます。負担総額は、どういう試算をされているかという点をお聞かせください。もう一つは、さきにも議会で意見書も出しました。これは勢旗議員の提案でしたか、よう覚えていませんが、そういうことがあったわけですが、この条例案を、こんなに高いので否決をした場合に、本町は従来どおりの条例でいくというふうに考えたらいいですか。そういうことは可能なんですか。この二つです。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 1点目の影響額といいたいでしょうか。額の話でございましたので、今回、軽自動車の税率を変更いたしますと、ちょっとややこしいんですけども、二輪車の関係の税率が、平成27年度からすぐ変わっていきます。その影響額が約290万円ぐらいと試算しております。それで、軽自動車の部分の乗用車、四輪の部分につきましては、これは平成27年度以降に新規に新車登録された分から適用というのが1点と。それから、古い登録車両につきましては、グリーン化の関係もありまして新車登録後14年後から新規税率、14年たったらということです。この今、言いました新車登録と14年経過というのが、新車をどれくらい登録されるかというのが、現在、把握できておりません。それともう1点、経過年数も現在の税を課税させていただく中では新車の登録という年数を持っておりませんので、これについては今後、総務省と、それから、京都府等の調整が必要なんですけれども、課税データを整理し直さないと新たな、平成28年度以降の課税のほうは難しいというふうなことなんで、試算ができておりません。

できてないです。今わかっているのは、先ほど言いました二輪の関係は平成27年度から既存の部分で課税をされますので、約290万円ということになります。

それともう1点、二つ目の、今回、この条例を否決されたらということでございますけれども、今回の軽自動車の部分につきましては税率がアップされておりますけれども、大もとの地方税法等、改正された部分につきましては、車体課税全体から見直されて軽自動車は税率が上がってまますけれども、例えば、自動車取得税は5%から3%下がっておる部分もありまして、そういう中で税の確保ということで、今回、されておりますので、町のほうの税收確保の観点からもご承認がいただきたいというふうに思っております。

7 番（伊藤幸男） 否決になったらどうなるかという答弁をしてください。時間があらへん、同じ質問させるんか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回、条例を否決されたらということでございますけれども、今の条例が、そのまま残るといことになりますので、旧税率のままとしか言いようがないと思います。

今回、地方税法のほうは標準税率で改正されておるんですけども、各団体の税率については議会のほうでお認めいただかないと変えられませんので、否決されると旧税率のままということになると考えております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がないので、そんなことにならないんじゃないかと思えますよ。私は国の制

度が優先すると思います。これはいいんです。いいことを課長、それは今、地方分権が盛んに言われてますが、中身が伴わないので、僕は疑問を持っているんですけども、その点からすると、本来は課長が答弁されたことだと思いますが、国が、この場合だったら優先的に先行すると、決定権といふかね、拘束されるのではないかというふうに思っています。それは、僕も、よく勉強していません。以上で終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、ただいまの税条例の改正につきまして、何点が質問をしたいと思っております。

まず、考え方について、お伺いをするんですが、今回の改正でわが町特例という地域決定型地方税特例措置、このことが初めて導入をされたといいますが、対象になったということなんですが、課長の、これまでの説明では、創設をするんだという意気込みを感じたわけですが、改めて、このわが町特例につきまして、再度、説明をお願いします。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） わが町特例のご説明をさせていただきます。これは正式名称でいきますと地域決定型地方税制特別措置というふうな名前になっております。これを通称でわが町特例というふうに言われておるものでございます。このわが町特例につきましては、平成24年度の税制改正で地方税の特例措置ということで出てきました。それまでは国が一律で地方税法等で決めていたものを地方自治体が判断して条例で定めることができる仕組みということになっております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 課長、これまでから町の独自の減免や、あるいは不均一課税もできるということになっておるわけですが、その辺と、この方式とは決定的に違うというのは、どこが違うということでしょうか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは、ほかの課税の特例と、このわが町特例との特徴といいますが、違いというご質問だったと思います。先ほど言いましたように、これ以外の分に、固定資産で特例がいろいろございます。例えば、太陽光パネルとか、それから、テレビの放送とかあるんですけども、それらにつきましては、従来どおり地方税法のほうで、全国一律で減免なり、特例なりをされております。それを今回の、このわが町特例、先ほども申したように条例でうたわないと課税標準の特例ができないということなんで、それ以外の分との違いといいますが、各自自治体で判断ができるという違いがございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） 例えば、課長、この15条ですね、7ページに15条の5ですね、附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3と、こういうことになっているんですけども、今回のわが町特例に、このノンフロンガスを使った償却資産を選定をされたという理由は何ですか。ノンフロンがなってますね、この対象に。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ご質問のほうは10条の2のフロン製品の特例率4分の3を適用する、その品物

のことですね、これにつきましては、総務省令によるということになっております、もの自体は、総務省令によりまして、この冷凍、資料でいきますとCO₂、ショーケース、それから、空気冷凍システムということで、フロンを使わないものですね、そういう冷媒を、フロンを使わない冷媒のものに対して環境の面から4分の3を適用させていただくということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） そうしますと、今回の改正で、いわゆる償却資産の冷媒に使っている部分ですね、こういう措置がされるわけですが、これで固定資産税そのものは、大体どうということ、税額そのものはトータルとして、どういう格好になると理解したらよろしいか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今回の、この特例を使いましたら、税額に、どれぐらい影響がされるかということでございますけれども、今回、条例のほう、お認めいただきましたら、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得されたというものになりますので、今、どれぐらい償却資産に、それが上がってくるかという見込みができておりません。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、税務課長に、もう1点だけですね、質問をしたいと思っておりますが、今回の地方税法の改正に関連して、地方税の不服申立手続の見直しがされております件、いわゆる行政不服審査制度の抜本的な見直しと絡んで、督促に欠陥がある場合、この場合に、いわゆる不服申立期間を、差し押さえにかかる通知を受けた日の翌日から3カ月以内に延長すると、こういう措置が、この不服申立手続の見直しという部分ですね、地方税法の改正に1個入っているんですが、ここのことは、これが仮に、そういうことであるとするなら、若干PRが、今、地方税機構のほうでも非常にきばって、差し押さえもやっただいておりますので、必要があるような気がするんですが、そこは十分な説明をしてもらおうという理解でよろしいか。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） ちょっと資料が出てきませんけれども、不服申立の期間が、これまで60日間だったかと思えます。これが3カ月、30日間延びたということで不服申し立てる時間が長くとれるようになったということです。その周知、PRをすべきだということに受けとめたんですけども、これまでから非常にわかりにくいんですけども、各納税通知書を、こちらのほうから納税義務者様のほうに発送させていただきましたら、小さい字ではあるんですけども、日にちもしっかり入れてありますんで、改めてというふうには、今のところ必要ないのかなと、それぞれの個別に納税書のほうに書かせていただいておりますので、見にくいと言われれば見にくいんですけども、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 勢旗議員。

14番（勢旗 毅） それでは、この条例とは直接関係ないんですが、先ほど伊藤議員さんからもございましたので、地方税法の改正に絡んで、地方消費税のことに付いて、企画財政課長に1点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

4月から消費税が8%になったわけですが、この地方消費税からの交付金として交付される額というのは、今度の財政見通しの中にも入れていただいておりますが、来年度で1億5,000万円ほど、今年度5,000万円ほどがふえておるということになったと思っております。

んですが、見込み額というのは大体、こういう認識でよろしいでしょうか。地方消費税の関係。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えします。数字自身は、すぐにはなかなか出てこないんですけど、今、議員が言われましたように、今年度の消費税が増額になったことによる交付税の参入というのは、実質的には来年度あたりから出てくるということですので、ことしは、そんなに大きくはないんですけども、来年度以降、予測される額を、この財政見通しの中に反映をさせていただいているということでございます。

議長（今田博文） 勢旗議員。

1 4 番（勢旗 毅） それでは、最後にですね、住民環境課長に今の税条例に絡んで、いわゆるフロンガスについて1点、お伺いしておきたいと思っております。いわゆるオゾン層が破壊をされるということで、フロンガス対策として、対象となる第一種特定製品と、業務用の冷房空調機ですか、ほとんどが代替フロンになったわけですが、代替フロンもですね、いわゆる京都議定書に抵触をするということで、今回、新たな、また方式にかわるということなんですが、この辺の状況について少し説明いただけませんか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 代替フロンからノンフロンへというふうな流れでございます。いわゆるフロンガスがオゾン層の破壊ですとか、地球温暖化の原因になるということの中で、特にオゾン層の破壊に着目されて代替フロンが出てきたかなというふうに思っておりますが、先ほど、議員おっしゃいましたように温室効果ガスの影響が強いので、その点で新たな代替措置というふうな形でノンフロンが出てきたということで認識しております。

ノンフロンといいますが、自然冷媒ということで、CO₂ですとかアンモニアですとか、そういうふうなものを使って冷媒効果を上げるというふうなものであるというふうに認識しております。

1 4 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第51号 与謝野町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第52号 与謝野町火葬場条例の一部改正についてを議題とします。

動議ですか。

- 7 番（伊藤幸男） 動議です。
議 長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時23分）

（再開 午前10時55分）

- 議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、議案第52号を議題にすると申し上げましたが、日程の順序を変更し、日程第4 議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてから日程第7 議案第57号平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第4 議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてから日程第7 議案第57号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの4件を、先に審議することに決定しました。

次に、日程第4 議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第54号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

- 議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第54号 与謝野町産業振興事業貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第55号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

有吉議員。

- 12 番（有吉 正） それでは、一般会計補正予算（第1号）について、質問させていただきます。

3月の予算は骨格予算ということで、多額の補正予算でございます。まず、1点目、土木費、

これが国庫補助金、これ委員会の説明では社会資本整備総合交付金、これは昨年度も国からの多額の交付金が出ております。9,500万円が補正をされて、この交付金で大なり小なり、かなりの工事がされる予定でございます。委員会で担当課長の説明では、これでも区からの要望の約1割、10%しかできないというような説明でございました。そこで、山添町長に質問をさせていただきます。これは議会だより、昨年6月の一般質問の議会だより第29号、これは町のホームページからとらせていただいた。ちょっと読ませていただきます。

ちょうど私の質問の後に山添、今の町長、山添議員の一般質問、外貨獲得を目指そうと、このようなクエスチョンでやられたときでございます。そのとき、山添議員の前が私であったわけですが、岩屋西部辺地の総合整備計画の変更ということで、当時、太田町長に質問させていただきました。

これは、ざっと読ませていただきます。岩屋地域の農地の荒廃が加速しております。これは岩屋だけには限りません。辺地債で町道認定されている町道大門線、国の政策である農地・水・保全管理交付金ではできない大きな水路、農道の整備をという題で質問をさせていただきました。この町道大門線といいますのは、約20年になります、町道認定されてから。今は大型化されております、農業機具も、なかなかそういった、今まさに、そういった整備ができていないために荒れようとしているというところを訴えさせていただいたわけでございます。そのときの町長の答えは、太田町長です。町では国府の方針に沿って、高齢化や後継者不足、耕作放棄値の増加などの問題を解決するため、町内全地域を対象に京力農場プランの策定を推進していきますと、岩屋地域で整備の計画や京力農場プランの策定に向けた話し合いに取り組んでいただくことを期待していると、そして、それをもとに整備を進めると、このように太田町長はお約束していただいたわけでございます。

この岩屋地域も、この京力農場プランを策定いたしました。そして、策定いたしました、この4月1日、町長選、そして、町議選の告示日だったわけでございます、この4月1日が。前日の3月31日の夜7時半の、7時30分から開会されたプラン認定、京力農場プランですね、プラン認定審査会に私、岩屋のプラン策定の委員が3名出席して、そこで、この審査会で認定をしていただいたと、この3月末に、そういった経過があります。そういった中で、これは田んぼであろうと、何であろうと、地域の資源を生かすというふうな取り組みを、私は辺地の総合整備計画の変更をしていただいて、それを加えていただきたいということなんですけども、ただ、これは資金については、先ほど言いました社会資本整備総合交付金、これは建設課あたりは使っておるわけなんですけども、資金計画については、どういうふうにしてもよろしいわけなんですけども、これについて一つ、ぜひ取り組んでいただきたいと、このように思いますが、山添町長のお考えをお聞かせいただきたいと、このように思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま有吉議員にご提案をいただきました件につきましては、私自身、その経過も含めて十分な認識をしておりません。しかしながら、今、ご提案をいただいたお話を聞いておりますと、適正な順序に従って岩屋の皆様方がご努力をいただいているというふうに認識しております。ただいまご提案いただいた点は、太田町長に引き続き岩屋の振興のために努力をしていきたいなというふうに思っている次第であります。

詳細につきましては、今後、担当課と議論を深めていく中で住民の皆様方のご要望もしっかりと聞いていきたいなと思っております。

議長（今田博文） 有吉議員。

- 1 2 番（有吉 正） 詳細といいますが、これは、それこそ先ほど言いましたように、町道認定は約20年近くになると思っております。旧野田川の時代でございます。それから、岩屋川線、当時は岩屋の福祉の、それこそ全然、茂籠町長時代に岩屋の福祉の里の近くまで来ておったのが、この後、どういう法線を使って府道に向かっていこうかというふうな中の議論が、議論の中で今の岩屋川線が真っすぐになったと、当時は、それと一緒に、どっちにするんだということで、この大門線というのが後回しになっておったというのが事実でございますし、この与謝野町になってからの4年間でも何回か、これは山添議員のころですけども、このことについては太田町長には言っておったというふうに思っております。

そして、当時の、上地でございますので、組長さん、もう既に亡くなりましたけども、地主さんの同意書、協力同意書もいただきながら、野田川町のころに出しておると、要望をという経過はございます。私なりの知識でございますけれども、そういった経過も踏まえていただきながら、また、建設ができるもの、農林でできるもの、それから、先ほど言いました、私も関係しておりますけれども、農地・水の、そういった交付金、これも岩屋は圃場整備ができてませんので、かなり頑張ってやっておるつもりでございます、地元の協力を得ながらね。そういった状況の中で、その交付金ではできない、手にほおぼる事業はたくさんございます。そういった中で、ぜひこれを進めていただきたい。ちょっと二重になりましたけども、そのようにお願いしておきます。

それから、もう1点、ちょっと山添町長に聞いていただきたい。これは要望になりますけれども、先週の12日に夕方、大雨警報が夕方、出ました。私、ちょっと宮津のほうに行っておりましたので、ちょっと連絡があったときには、こちらに帰ってくる道中だったんですけども、これは農林の担当のほうから電話があったんですけども、どしゃ降りでした。ある井堰の堰板を上げてくれと、帰って状況を見てみるけども、これはとってても川に入れな、場合によっては流される、いろんな状況がありますので、とりあえず帰って、ちょうどもうこれが6時半ごろでございましたので、サラリーマンをしておられる方と一緒に、ちょっと状況も見にいったりしておったんですけども、現実には、そういうことなんです。井堰、今回、ファブリの、かなり多額のお金が出ています、2.5%ですか、受益者負担金は、これは野田川のね、大きな河川の空気を入れる井堰です。

我々、山間部に行けば行くほど、そういった問題があるということです。木の板を大雨のときに取るという、こういうことをしていかなん。これは台風でしたら、まだ、間に合うわけです。準備ができます。だけど、先週の木曜日みたいな状況では、これができない。早く岩屋川の改修も京都府のほうにお願いしていただきたいと、そういうふうに思っております。今、加悦奥と岩屋川とが、今、改修していただいていますけども、そこを早くやっていただいて、堰を自動転倒、そういったようなことも考えていただきたい。これが生きておる農家の仕事なんですから、一つそういったことも要望していただきたいなと思います。お答えをお願いいたします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいま有吉議員が申されたように、問題点については、私どもも認識を共有し

ているというふうに思っております。

先ほどありました岩屋川の改修に関しましても、これまでと同様に国、または府に要望していきたいというふうに思っている所存であります。

1 2 番（有吉 正） 終わります。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。私のほうからは、今の河川の整備状況について、説明をいたします。今の野田川水系というのが、この与謝野町にある河川の水系でございます。その整備計画につきましては、今の野田川の本線の部分につきましては約13キロございますけれども、実際には10.9キロというふうなことが改修されておまして、まだ、残り2キロ強の部分が残っておるというふうな状況でございます。

河川の整備というのは大変お金がかかるというふうなことで、治水上どうしても必要な状況ではあるんですけど、国のほうでなかなか進んでいないというのが実態でございます。その中で、京都府のほうでは河川整備計画というふうなものをつくりまして、いわゆる人家被害の発生しやすいところからというふうなことで、今、整備を進めていただいております。現在につきましては、加悦奥川の関係について整備を進めていただいておりますというふうな状況でございます。

河川整備というのは、そういうふうな河川整備計画に基づいて整備をするということになっております。確かに今おっしゃいましたように、岩屋川の上流の部分でも、そういったことが発生しておるだろうというふうに思っておりますし、どの河川の部分につきましても、そういう上流の部分では、そういった被害が発生しているというふうなことは心得ておるところでございます。今後につきましても、私どもも京都府なり、また、国のほうに、そういうふうな状況だというふうなことは説明をさせていただきたいと思っておりますし、また、ことしの部分につきましても、国のほうに、そういうふうな要望活動をすることもございますので、また、そういったときに、そのようなお話しさせていただきたいというふうに思っております。

1 2 番（有吉 正） よろしくお願ひします。終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、1点だけ質疑をさせていただきます。

まず、臨時職員さんの人件費について、各課に、それぞれ計上が、今回、なされております。補正予算計上がなされておりますけれども、この点について、一体どのような経過で引き上がったのかをお尋ねをいたしたいと思ひます。そもそも臨時職員といひますのは、もう皆様方、ご承知のとおり地方公務員法第22条に基づきまして、22条をちょっと参考に上げておきますと、任命権者は緊急、または臨時の職に関する場合においては6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができると、この場合、任命権者は、その任用を6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度、更新することはできないというふうにあります。そのように示されておますし、また、同じく同法24条では、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件は条例で定めるといふふうに定められております。

また、25条におきましては、職員の給与は前項の項も規定する給与に関する条例に基づいて支給されなければならず、また、これに基づかずに、いかなる金銭、または有価物も職員に支給

してはならないと、そのように公務員法で定めているところであります。

当町におきましては、この条例をホームページ等で確認をしておったんですけれども、32条に規定がございまして、この条例にかかわらず町長が別で定めるところにより支給するものとあります。このように定めてあります。

私が思いますのには、この地方公務員法に定められた法律の条文と、それから、この与謝野町が定めています条例なんですけれども、何か少し矛盾するのではないかなというふうに思慮されるところです。私もわからなかったこともありまして、福知山市、あるいは京丹後市の担当者の方にご質問をし、条例の確認をさせていただきましたけれども、条例で定めるところというふうに、条例で支給するというふうになってございました。福知山市の場合は、臨時的採用の場合、日額6,600円から8,600円の範囲内で規則で定めると、1時間当たりの賃金は一日当たりの賃金を規則で定めるとか、あるいは月給者に関しましては5万5,200円から22万9,600円までの範囲で規則で定める額とするというふうに条例で定めておられます。

一方、京丹後市におきましても、任命権者は常勤の職務の給与との健康を考慮して予算の範囲内で給与を支給するものとするというふうに定められておりました。ちょっと私が、確認がおいしいのかもわかりませんが、今回、非常に各課にわたって、賃金が上げられておりました。そこで質問に入らせていただきたいんですけど、どのような経緯で、そして、このたび変更がなされたのか、どの職種が引き上げられたのか、その点につきまして、また、6カ月、または1年を経過することができないというふうになっておりますけれども、この雇用契約の更新につきましても、手続も含めてご質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（今田博文） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今回の臨時職員の賃金について、お答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目には合併以来8年が経過しようとしております。この中で臨時職員の数、それから、対応が変わっております。合併当時のままで、この賃金体系をやっておりました。それと、そういったいろんな職種が出てきております中で、いわゆる賃金の額の公平性というのを、どこに見出していったらいいのかなということもございました。これは今回、賃金に関するシステムを導入いたしまして、事務的にも、そういったチェックができるようになりました。そうした中で就業時間、それから賃金の職務内容において、賃金の体系を見直そうというのが、今回の改正の主な理由でございます。

それと、それから、任期につきましては6カ月ということで切っております。6カ月を終了したら、もう一度、お世話になる方については、更新をかけているのが実態でございます。

それから、今回、どのようなことがあるかということでございます。賃金に今回、見直しにかかりましては980万円ぐらいの、今度は補正を組みまして、当初予算から補正額で上げております。いわゆる900万円が増加しております。これにつきましては、それぞれの業務におきまして新しい、新たにどうしても賃金でお世話になる方が必要だという業務もありますし、改定により賃金額のアップというのが、おのおの半額ずつぐらいの割合になっております。

今、こういったことがございますかということになりますと、やはり新規になってきますと、一般の事務員でもありますけども、増員といったことも出てきております。いわゆる適応指導教育教室事業だとか、それから、子育ての関係の事業でございますとか、そういった社会福祉、そ

れから、学校関係、そういったもので新規が出ております。

また、実態を申し上げますと、どうしても、やはり保育所現場におきましては短時間の賃金のお世話になって、勤務時間、お世話になって、やはりそれでお世話にならなくてはならないという実態がございます。常任委員会でもございましたですけども、その人たちを今度は丸々正規の職員として、やはり採用するわけには、これはいかない。それは時間的なこともございます。財政的なこともございます。そうした中で、一定の賃金としてお世話になる臨時職員というのは一定の、どうしても必要不可欠であるというふうに考えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） この地方公務員法の第22条なんですけども、6カ月を雇用し、そして、6カ月を再任することができる。そして、その後は認めないというふうになっているわけでございます。それにつきまして、各団体さんにつきましては、非常に苦慮されているというのが現状かなというふうに思っているところです。

私は、これがだめだということを言っているわけではなくて、雇用をするのであれば正規の手続を得て、そして、相当の賃金を払って、その対価、労働に対する対価を支払っていただきたいと、そういう思いから質問をしているわけでございます。

そのところはいかがでしょうか。6カ月経過し、6カ月経過し、1年、そして何十年も雇用をしていると、そういうふうなことというのは、現実的にはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

議長（今田博文） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今おっしゃられましたことは、現実としてあると思います。それから、もう1点申し上げますと、そういった6カ月で切るとというのは事務的にも、それはさせていただいて、また、6カ月たったら、また、新たな雇用契約を結ぶということになります。そうした中で資格を持っておられる方、また、長くそういった、言うたらきのう入った人とは違う技量なり、資格なり、そういったものを持っておられる方については、今回の見直しで一定の加算をしていこうということも、この中には含まれております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、地方自治法の22条には抵触しているということで、理解したらよろしいでしょうか。済みません、地方公務員法です。

議長（今田博文） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今、地方公務員法の抵触といったことでございますね。そのような認識は持っておりません。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 先ほども申し上げましたように、各種団体は非常に苦慮をされております。そういう中で6カ月経過し、そして、またさらに6カ月経過した後につきましては、1カ月間のクーリングオフというのを設けられております。総務省のほうの公務員課のほうだったと思いますけれども、確認をしましたところ、非常に苦慮されているというのが現実です。そういったことも踏まえて今後は対応をしていただきたいというふうに考えておるところです。やっぱり適法にしていけないといけないということを、私は申し上げておきたいというふうに思います。

それと任命権者が自由に決めるというふうになっておりますので、任命権者というのは町長だ

ろうというふうに推察をするんですけれども、町長は、この昇級については納得をしたということによろしいのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今回の改正につきまして、改正といえますか変更につきましては、私自身も承認をしているという理解をしていただければ結構かなというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 先ほどちょっと言い忘れましたが、与謝野町の一般職の条例ですけれども、その32条にあります臨時及び非常勤の給与については、この条例の規定にかかわらず、町長が別に定めるところに支給するというふうになってございます。これは、私の推測ですけれども、思慮される場所ですけれども、これは地方公務員法に抵触しているのではないかなというふうに思っております。

さて、この任命権者が6カ月を超えない範囲内で実施をされたということは、理解は、今しますけれども、この引き上げになったエビデンスというのは、どこにあったのか、また、回避努力はされたのかどうかというのは、その点についてお伺いをします。

議 長（今田博文） 小牧議員、もう一度、質問をお願いします。

3 番（小牧義昭） 引き上げにならなければいけなかったエビデンスです。それと、こういった充当をしなければいけなかった回避努力というのは考えられたのかなということを、ちょっとご質問をしているわけです。

議 長（今田博文） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今回の臨時職員の賃金の見直しにつきましては、これは、この1年間ぐらいかけて、いわゆる賃金につきましては、各課いろんなところでお世話になっております。そうした中で、その勤務時間、それから、業務、それから、賃金の額、それらにつきましても、先ほど申し上げました、合併以来、それまでできていた中で、いかに賃金体系の公平性をとるか、いわゆる資格がある人、ない人も同じ金額、そういった現状等々、例えばの話ですけれども、踏まえまして、ここ1年で、より適正な賃金体系を見直そうというのが、その改正の根拠でございます。その中で、私どもも近隣の市町等の賃金の体系も参考にさせていただきました。その中で、今回の見直しをさせていただいたというのが、この根拠と経過でございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 私は、この臨時職員の方々というのは、非常に戦力になっているというふうに理解をしております。そういう意味では、やっぱり賃金の額、それから、それに対する労働の業務の内容ですね、それが本当に均衡しているかどうかというのは、しっかりと見きわめていただきたいというふうに思っているところです。

例えば、お昼休みがあるということであれば、お昼休みはきちっと、休憩をとっているのか、いないのか、それに対して休憩をとっていない、断続的な業務をしているとすれば、やはり、その賃金の支払いが、どうしても発生をしてくるというふうに思っておりますけれども、そういったところが暗黙の了解、黙示の了解ということになるのかと思いますけれども、そういう状況で賃金が払われていなかったりだとか、そんなことがないようにしっかりと管理をしていただきまして、本当に重要な、この行政を担う中での戦力だというふうに認識をしておりますので、その

点、管理がきっちりとしていただきまして、今後、整備のほうをしていただきたいというふうに思います。

質問を、これで終了します。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 法や条例にのっとって制度の運用をしていきたいというふうに思っております。そして、あわせて合併から8年が経過をする中で、職員と臨時職員の関係というのも変わってきたというふうに思っております。そうした均衡をとりながら、常にチェックをし、そして、改善に向けて努力をしていきたいというふうに思います。

3 番（小牧義昭） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

1 5 番（多田正成） それでは、32ページになるんですが、有害鳥獣対策について、少しお尋ねしてみたいというふうに思います。まず、今回、対策事業として猟友会の方と一緒に隊員をつくってですね、今後、実施されるということですが、その点について、もう少し内容をお聞かせください。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 実施隊について、ご説明をさせていただきます。もうご承知のとおり獣害によります農林業等にかかる被害はフェンスを設置をして、大幅に減少はしておりますけれども、なかなか、その生息数は減少していないという状況でございます。このため一定、計画を持って、それに従って、今回、実施隊を結成するというものでございます。

また、実施隊の母体となります猟友会におきましては、高齢化が進んでおりまして、その人員の確保が、なかなか困難な状況がございます。今回は、その担い手の確保ということもあわせて目指しておるということでもあります。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 今、課長も言われましたように、大変高齢化が進んでおりまして、私の聞いておる範囲では猟銃を持った方が今、22人というふうに聞いております。その中で高齢化率が大変高うございまして、今後の対策が非常に問題ではないかなというふうに思っておりますのと、そういったことで取り組んでいただくのはいいんですが、私の、少しお聞きしたいのは、例えばシカ、イノシシ、とられた後の処分はですね、そのとられた後の処分は、どのようにされておりますでしょうか、その辺もちょっとお聞かせください。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 捕獲後の処分でございますけれども、これについては実施隊にかかわらず、以前、従前、また、これからもかわりないわけですが、適正な処分、埋設等の処分を行っておるということでございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 今ちょっと大変申しわけないんですが、課長の答弁では、少し処理をしておられる方法というのか、その辺がちょっと私、わからなかったんですが、例えば、丸ごと埋めているのか、解体をして処理をしているのか、京丹後市だとか、今回、伊根町でもですが、

そういう施設ができて、後処理して食肉にするというような例もあります。そういったことが当町にありませんので、そういったあたりの処分は、どのようになっておるのかなと、これは住民課長のほうの環境の問題かもわかりませんが、ちょっとその辺、お尋ねしておきます。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 処分でございますが、基本的には解体等をいたしましても、最終的には埋設というのが一番多いというふうに思っております。それで、その過程におきまして、おっしゃいましたように、有効利用ということも当町のほうでも行われております。それこそ先日、リフレの直売所がオープンいたしまして、ハーブガーデンの祭りとともに催し物がされましたですけれども、その際にはシカ肉を骨のついた状態で焼いたものを試食ということで、そういうコーナーもありまして、私もいただきましたが、本当に食べやすくなっておりました。そういうような取り組みも、施設は構えてはおりませんが、地道にやっておられるということでございます。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） お話を聞きますと、山奥のほうでとったのはしっぽだけとって、これだけ捕獲しましたという印にしっぽをとって、そのまま山に放置をしてしまうという例があるらしいです。それから、民家に近くなってくればなるほど、持ち出して処理をしていくわけですが、今、課長が言われるように処理をして、例えば食肉にしていく、骨つきでもいいから食肉にして、食べれるものは食べていくという処理はいいんですが、やはりああいうものには内臓があるわけですね。その内臓処理がいつぺんどこか峠のほうで、香河峠のほうで問題があったんですけども、内臓処理を、袋の中に入れてしまってほかすところないので、谷底にばいとほかすというような、そういった例があって、大変環境によくないということでもありますけれども、自然の摂理からいうと、やはり内臓も袋に入れて、また、山に戻しておけば自然に、また、生態の原理でですね、なくなるということもあるんですが、大変衛生上よくないというような問題もあってですね、隊員をつくって、そのことは大変、私も、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、その後の処理がですね、もっともっと考えていただいて、取り組んでいただかないと、私は、これは問題ではないかなと、処理をしても、そういった内臓は処理ができませんので、近くの山にほかしに行ったりとか、奥まで持っていきませんから、そういった問題も起きておるようですが、その辺は課長、認識はどうでしょうか。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 今、おっしゃいました例につきましては、私は承知をいたしておりません。適正に処分をされておるものというふうに認識をいたしております。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） それでは、今、課長がおっしゃった問題について、ちょっと視点が変わってくるかもわかりませんが、住民課長にお尋ねいたします。今回、ごみ処理の施設の問題が出ております。その中で言った、今こういった問題が、この町にある、各自治体でもあるということで、いろんな問題が、そういう処理方法の問題があって、後の問題をどうしていくのかということで、焼却場にですね、そういった、私は施設が考えなければならない時代に来ているのかなというふうに思いますが、課長は、その辺はどういうふうに思われますか。

議長（今田博文） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 今現在では、農林課のほうから求めがありましたら、各最終処分場のほうに埋立処分をしておるといってございまして、特に大きな問題とはなっていないのかなという認識であります。議員おっしゃいました新施設での対応はどうかというふうなお話でございます。これにつきましては、今の宮津市清掃工場では、今年度からだと思えますけれども、大型の動物の処理について、清掃工場のほうで破砕機にかけて一定の大きさよりも小さくして焼却炉で焼却するというふうな方法を試験的に行われておるといってございまして。

そういった方法で焼却処分ができるのであれば、それはそれで考えてみてもいいのかなという思いもございまして、今後の1市2町のルールづくりといいますが、いうふうな中で検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

15番（多田正成） 課長、その辺も十分、農林課や猟友会の方の実態も知って、今後の新しく施設をつくるわけですから、将来のために、どうあるべきかということを実際に議論していただかないと、今あるのをとりあえず新しくするんだというぐらいな感覚では、こういった問題が今後、浮上してくるのではないかなと、対策委員の方も後の処理の問題が埋まれるのではないかなというふうに思っておりますし、また、ごみ処理場、最終処分場も丸ごと埋めたり、内蔵も持ってこられるでしょう。その中で埋めるんですが、あまり深く埋められないために、非常に臭いという状況も起きておるので、その辺もしっかり調べていただいて、今後の施策のあり方を考えていただきたいというふうに思っております。

また、これは衛生環境組合のほうでも、また、話させていただきたいと思っておりますので、このくらいにしておきますけれども、その辺、よろしくお願いたします。

それと、時間がありませんので、建設課長に、ちょっとお尋ねしておくんですが、2012年6月11日に、通学道路の多分、調査をしていただいたというふうに思うんですが、その辺は、どのような進行状況、調査だけで終わっているのか、ある程度、進めていただいておりますかというところをお尋ねしておきます。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 通学路の安全整備の関係についてでございます。亀岡市で起こりました通学児童の事故以来、全国のほうで、そういうふうな整備を行っております。既に与謝野町につきましても、今、野田川本線の部分でも、今、整備を進めておまして、昨年、工事をやらせていただいたと思っております。引き続き加悦と野田川の境のほうまで工事をやりたいというふうにも思っておりますし、反対側の東側の部分につきましても、そういうふうな計画を持たせていただいております。

それから、石川旧府道線の部分につきましても、現在、工事を、次の入札会に発注したいというふうに思っております。このことにつきましては、今の国の社会資本整備総合交付金のメニューの中にございまして、町のほうといたしましても、積極的に、この事業を導入させていただいて、児童の交通安全を、児童に対しての安全確保をやっていくというふうなことで整備を進めているところでございます。今後につきましても、そういうふうな、平成26年度でも、その整備を行いたいと思っておりますし、繰り越しをしております事業もございまして、早期に発注をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） 今、課長のご答弁ではですね、順次進めていくというふうに言っておられますので、子供の安全のためにですね、ぜひとも実行していただきたいというふうに思いますが、最後に町長にですね、ちょっとお願いがあるんですが、今、道路の、通学路の整備は、課長が、今、話していただいたとおり取り組んでいただくんだと思うんですが、私は以前から教育委員会にもちょっとお願いしておるんですが、子供の通学路の、あの緑線ですね、歩道が田舎の道はありませんので、通学道路に緑の線をつけていただきたいんですが、府道にはちょこちょこついておるんですが、町道には、それがありませんね。ほとんど町の中から通学するのに町道を通っていきますので、あの緑線は非常に我々ドライバーにとってもですね、ああここは子供が通る道なんだという意識をされるわけですね。それで本当に安全が守れるか、守れないかということは断言できませんけれども、そういった問題が、ぜひ予算に上げて、道路管理と一緒にですね、そういった緑線を通学路に引いてもらうように予算化をしていただいて、取り組んでいただきたいと思うんですが、町長、その辺は。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 子供たちの通学路の安全確保というのは非常に大切な課題になっているだろうというふうに思っておりますが、ただいまご提案をいただきました点につきましては建設課長のほうからご答弁させていただきます。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今の通学路の安全確保の部分でございます。この部分につきましては、今、当町におきましては、できるだけ側溝に蓋をかけるというふうなことを今、重点的に行っております。議員が申されましたように、京都府ではグリーンのラインが引かれておりまして、そこが一つの通学路だというふうな表示をしていただいております。当町につきましては、先に歩道の、いわゆる歩くところの確保をしていくというふうなことを今、重点的にしておりますので、いわゆる側溝に蓋をかけるだとか、そういったことを今、重点的にさせていただいておりますというふうな内容でございます。

確かに今、ご指摘いただいておりますとおりだというふうにも思っておりますし、私どものほうにつきましても、今後、一定、そういうふうなことにつきましても、検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

1 5 番（多田正成） はい、終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
高岡議員。

1 番（高岡伸明） 街路灯と防犯灯について、質問させていただきます。

補正のほうで1,100万円という金額が上がっていますが、この工事はこういった内容か、教えてください。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 予算書の36ページに街路灯、防犯灯整備管理事業の関係で1,100万円予算計上させていただいております。これにつきましては、平成25年度からLED化というふうな、防犯灯のLED化を進めておりまして、その部分に1,000万円、それから、地元のほうか

らここに、暗いのでつけてくださいというふうな要望がございまして、その部分に100万円を計上させていただいております。そのようなことで、できるだけLED化を進めまして、電気料の軽減に図っていきたいというふうなことで、平成25年度から、そのような事業をさせていただいておるといふうなことでございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） LED化すると電気代が安くなるということは聞いてますが、例えば、今現在、LEDになっているのは、どれぐらいになっているんでしょうか。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 平成25年度からLED化の工事をさせていただいております、平成25年度が336灯、更新をさせていただきました。それから、地元のほうから、例えば、もう器具が古いので交換してくれというふうな場合につきましては、これはもうLED化に変えておまして、その部分につきましては、きちんとした数字を把握しておりません。申しわけございません。たしか100灯以上はあるだろうというふうに思っております。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 平成23年12月から街路灯10キロワット以下は電気料が安くなる。半額になると聞いております。町内全体で4,000灯ぐらいあると、4,000灯以上あるということなんですが、それは全部かえていくという計画なんですか。その辺をお聞かせください。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 町が管理しておりますのが、今おっしゃいましたように4,000灯からございます。その部分につきまして随時LED化にかえていきたいというふうに思っております。それは一つは、今、おっしゃいましたように10ワットの部分で電気料がすごく安いというふうなことがございまして、今、そのことを安くなるというふうなことが判明しておりますので、そのことで平成25年度から、そういうふうな対策を打っているというふうな状況でございます。

今、普通の白色蛍光灯が約173円ぐらいしているというふうに思っております。それをLED化にしますと約68円ぐらいになるのかなということでございます。これは先ほど言われました10ワットの関係もございまして、非常に電気代が安くなっているというふうな状況でございます。

議 長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 今、答弁でよくわかったんですが、これかえていかれるのに当たり、まだ、使える電球とかもあると思うんですが、そういうものもかえていくのか、かえられるとするのであれば、どういった計画で、どこからやるとか、どれぐらいの期間をかけてやるのか、わかりましたら。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほども言いましたように、平成25年度からLED化の工事をさせていただいております。平成25年度は、いわゆる幹線道路の部分からやるのが一番妥当なんかなというふうなことで、国道だとか、あるいは府道だとか、そういったところから今、工事を進めさせていただいております。

今後、私どもとしては、そういう方向で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、

この部分は一定、地元にも周知をするべきなんかなというふうに思っております。

次に、どのくらい期間がかかるんだというふうな状況ですけれども、今のままいくと、10年くらいかからへんかなというふうに思っております。これは未来づくりの交付金だとかいうふうなものを使わせていただいて、整備をさせていただいておるというふうな状況でございます。一定、そういうふうな財源を確保できれば、そういうことも考えていきたいなというふうには思っておりますが、今のところ、そういうふうな未来づくりの交付金しかございませんので、そこを活用させていただいておるといのが実態でございます。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） ありがとうございます。省エネ、CO₂削減、そういった点からも10年、なるべくかからないように、なるべく早くできるようにお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

江原議員。

6 番（江原英樹） 私は今回の6億3,221万7,000円、一般会計補正予算について町長に、まず、きょうまで町長は、選挙や、あるいは所信表明、そういった中でチャレンジ精神を持って行動をする。また、予算の基本方針では、きちんと各課に、そのあなたの思いを通達されました。行政の評価は政策、施策、そして、事業といった面で評価をされます。町民の多くは、あなたの政策については、いろんな面で発信されておりますので、理解しつつあると思います。しかし、それを具現化するのには、この施策です。施策が果たして所管でしっかりと握られて徹底されておるか、それをあらわされてきたのが、この補正予算だと思います。あなたは、納得いく補正予算だと思いますか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 今回の補正予算に関しましては、私自身、選挙戦を通じて、あるいは所信表明の中で申し上げてきた施策、そして、事業について予算化を要望してまいりました。その方針に従いまして、各課とも全力を持って、その任に当たっていただいたというふうに認識しております。特に商工観光に関して、あるいは子ども育てに関しましては納得のいく予算編成ができたのかなというふうに思っております。今後、その事業が適正に、また、効率が最大化されるように、私自身も取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） あなたはきょうまで一般質問の回答等において、現状維持からの出発だというふうにおっしゃっています。果たして、この予算のもとで与謝野町の一人当たりの負債総額、そして、きょうまで言われてきました与謝野町は、大変低所得者が多い、各課の課長さん方が堂々と低所得者が多いからなというような発言をなさっておる。果たして現状に、数字的に、あなたは認識されてますか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） ただいまの質問ですけれども、私の認識であれば、一人当たり230万円程度であろかなというふうに思っておりますが、喫緊の数字については担当課長のほうから答弁をさせます。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 当町の地方債の残高、いわゆる町の借金の状況ということでございます。議員のお手元にも、この平成26年度予算資料をお配りしておりまして、その7ページに表にしてまとめてございます。それをごらんいただきますと、一般会計、特別会計、全て合わせまして平成26年度末の見込みで住民一人当たり138万円、一世帯当たり355万1,000円というような現状の数字になってございます。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） 負債総額については、大体こんなものだなと思いますが、この低所得者については、町長、235万円、これは所管のほうがわかると思いますので、やはりこれは比較的にどうだということが問題であって、もし、もう少し詳しい資料があったら、所管のほうでお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 町民の所得のご質問でございます。私のほうが税の担当ということで、毎年、国のほうに課税状況というのを報告しておりまして、正式名称でいきますと市町村課税状況等の調ということで、これは全国の調査ですけれども、京都府の総務部の自治振興課がまとめております。そのまとめた資料からいきますと、本町の一人当たり平均の所得、これが平成25年度課税になりますので、所得税でいきますと平成24年分の所得になります。これの金額が236万2,000円、一人当たりということでございます。

従前から本町の所得が低いということも税のほうでも申しておりますけれども、大体、府下でいきますと、丹後半島の、この地域の所得は今、申しました230万円とか240万円とかぐらいになります。低いということで逆に比較するところが南部のほうになります。こちらのほうになってきますと高いところで360万円程度になりますので、120万円ぐらい、所得では、一人当たり差があります。これを踏まえて従前から、この地域のほうの一人当たりの所得が低いというふうに申しております。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） ちょうど20年前に太田町政が誕生しました。そのときの負債総額が約55万円、もちろん予算総額そのものも2倍、3倍になってますから、比較にはならないと思いますが、そのときに町民の多くを、太田町政を選んだのは、どうか割り勘の少ない、一人一人に負担のかからない町政がしてほしい。財政基盤をしっかりと、その間にやってほしいという大きな期待の中で、この20年間で、福祉を中心にやってこられたと、あなたの公約、政策は架空名ではないけれども、ある程度の改革、しっかりと豊かな社会をしていくのには、町政をしていく、一人一人の生活を守っていく、それは豊かにならなければならない。そのあなたの言葉に対して、多くの町民は共感を得た。そういった点で、どうしても町長の政策に対するぶれない、政治がきちりと決断すれば必ず産業も福祉も、あるいは教育も動くという、そのぶれない姿勢をいま一度聞きたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私が、さきの選挙戦を通じて、あるいは所信表明を通じて申し上げました公約につきましても、その方針に従いながら政策を適宜、タイミングよく、タイミングをはかりながら

打っていききたいというふうに思っております。

昔、ある政治家が、政治とは可能性の芸術であるというふうにおっしゃいました。私は、この可能性の芸術である、すなわち、この町政でもってあらゆる可能性を探求しながら、町の活力の発見に、あるいは醸成に努めてまいりたいなと思っております。

議長（今田博文） 質疑の途中ですが、昼食のため休憩します。

午後1時30分に再開します。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時30分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般会計補正予算の質疑を続行します。

江原議員。

6 番（江原英樹） 前半に続いて少しご質問をしたいと思っております。

前半では町長の政策、思い、そういったものをお聞きをいたしました。また、現状の大変所得が低い、また、負債も多い、そういったことも認識をいたしました。町民は町長の政策については選挙や所信表明や、あらゆるところで随分理解が深まったと思います。そうした中で、それはどうして実現されるのか。その一つが本会議だと思っております。この6月の会議で、議会で施策を発表する。その施策は予算化として頭を出し、また、全貌を出すわけです。

それから、そうした中で一つ、具体的に町長が評価された商工観光課について、多くの予算をつけたと言われております。まず、今回、14回を迎える、ひまわり、この施策について、どのような形で行われるのか、お聞きしたいと思っております。

議長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 今年度のひまわりイベントにつきましてのお尋ねでございます。今回、補正で上げております予算の中には、当初予算で幸い、管理委託的な部分を盛り込んでおりましたが、今回は、周辺の環境整備、また、安全・安心の確保という部分で警備委託料ですとか、そういった部分の予算部分を計上いたしております。

昨年度からリフレかやの里周辺、金屋桜内地区に移動いたしまして、引き続き2年目ということで実施をする予定にしておりますが、昨年度、天候不順等によりまして、イベント期間の間を期間内にきっちり終了することができず、早期の天候不順による中止といいますが、終了になってしまいましたので、はっきりした部分では、昨年の成果は見えていないというところですけども、今年度、リフレかやの里、また、道の駅、中山間振興会等との連携によりまして、ひまわりのイベントを今年度も実施する予定にいたしております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） いろんな施策、事業は町長は、外貨の獲得によって福祉の後退を免れたい。そういった中で、このひまわりについては、ちょうど14年前に野田川で、私たちまちづくりのメンバーが寄りまして、そして、行政の主導で行われました。そのときにも、そんなことをやって大丈夫なんかと、みんなが、本当に町民の人たちが理解をしてやる事業じゃなかったら、大変難しいんではないかという理論が、意見がありました。しかし、転作の絡みもあって、何とかここ10回ぐらいはやってきましたが、だんだんと町民の皆さんの目からも離れて、幸いに今度、リフレが、ああいう金屋、滝のメンバーで、この事業を支えてやろうということなんです、そこ

で一番大事なのは、経済効果がどうあるのか、いわゆる福祉の与謝野町からものづくりの与謝野町へ足軸を変えようという今です。そういったときに、ただ単にやればいんじゃない。例えば、当初予算では300万円、予算を組んでいる。今度120万円、補正予算をつける。そうした中で、人を集めるだけではなしに、こういった形でお金を落とすか、今回は、それが一番大事であります。その点について、町長なり所管にお聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員おっしゃいますとおり、交流人口がひまわりによって見込めるという中で、そこで町内循環、地域内循環の中で地域全体で、町全体で、このイベントを盛り上げながら地域の中で消費が生まれるというようなところでは、昨年度、若干途中で終了しましたので、不十分だったですけども、「まちグルメ in YOSANO」を連携をいたしまして、その中で町内へひまわり、また、道の駅、SL広場、いろんなところをめぐっていただけるような仕掛けを少し試みております。今年度につきましても、その今、申しあげました団体等とも連携をしながら地域内循環ができるような形で引き続き、今年度も地域内で消費が生まれるような仕組みのほうは考えていただいているというところですし、協働のまちづくりという部分では行政と民間の方々と一緒になってという部分で取り組みを昨年度から進めておりますので、その部分では多くの方々のご協力をいただきながら、このひまわりを通じて京阪神からお見えになるの方々をおもてなし、また、地域内で消費ができるような、生まれるような形に取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 政治、いわゆるトップの政治姿勢が変わったんです。事業を、ただ単にやればいわけではない、しっかりと、その費用対効果を、例えば、東京でオリンピックをやる、それについては何兆円の収入が見込める。あるいは、御堂筋でイルミネーションが行われておられる、それについては、これだけの費用に対して効果がある。

今後は、はっきりと所管が、こういったことについて、これだけの効果がありますよという事業でなかったら無理だと思う。それは福祉産業ではなしに、しっかりと競争原理をわきまえた上で、本当の産業として、事業として、やはり町民の皆さんにご理解を得て、ただただ、テントを、課長が紐をくくりに行く、そういう行政と町民との連携は大事だけれども、今までの視点とは違った方法で、しっかりと事業をやってほしいと思います。

もう一度、課長の答弁、お願いします。

議長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員、ご指導いただいているとおり、頑張らせていただきます。

6 番（江原英樹） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） 私は、まず、今補正予算に上がっております、予算書の22ページ、放課後児童の健全育成の事業の中で、いわゆる学童保育の、今年度から4年生部についても対応していきたいという、非常に子育てのお母さん方の負担を軽減する前向きな取り組みだというように評価しております。これにつきまして、予算書に上がってます賃金、また、事業費等の内容について、

担当課長からお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう1点、これは総務課なのか企画財政課なのか、ちょっと、どちらかの担当の方にお答えいただきたいんですが、パソコンのリース料が本補正予算で140万円上がっております。また、平成26年での当初予算でも2,072万円が本予算として計上されております。今、町が町の責任で設置しなければならないといいますが、きょう現在、設置されておりますパソコン台数が何台ありますか。また、それらの一応、目安として借りかえは、きょう現在含めて大体、何年使用したら借りかえがされておられるのかということ。それから、これを買えば、どれくらいの試算をされたことがあるのかなと、およそで、非常にリース料が高額な感じがしますので、それについて担当課からお聞かせいただきたいなど。

それから、最後に、いわゆる町民の滞納分、未払いの町税、また、使用料等についての滞納分の各事業ごとの件数と総額について、お聞かせいただければ、資料を持ってお知らせいただけたらと思っておりますので、その3点について、担当課にお答えをいただきたいと思います。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。この6月補正におきまして、放課後児童健全育成事業ということで、総額327万6,000円の補正を計上させていただきました。この事業形態につきましては複数にまたがりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず、4年生の夏休みの学童保育につきましては、町直営方式で1カ所、それから民間委託ということで1カ所の設置を予定をさせていただいております。それから、加えまして障害児童の夏休み期間の学童ということで1カ所設定をさせていただくということになります。

それと、まず賃金につきましては58万8,000円を計上しておりますが、これにつきましては町直営で行います分の指導員の賃金ということで計上させていただいております。まず、実施場所についてですが、やすらの里のやすら苑の中にございます地域交流広場と、2階にございます研修室をお借りをいたしまして、事業実施をさせていただく予定をしております。受け入れの人数につきましては、約15名を想定をしております。そこに入ります指導員の人数につきましては、常時2人が指導ができる体制をとりたいということで、計3名の指導員を置く予定をしております。全て保育士の資格を持った方をお願いをする予定にしております。

それから、もう1カ所、4年生の学童保育の民間委託分についてでございますが、ここの分につきましては、有限会社ジェイズさん、これは芳寿館、もっとわかりやすく言いますと、いわさく診療所さんでございますが、その高齢者の事業を主にされておりますのが有限会社ジェイズということでございますが、そこに委託をさせていただきたいというふうに考えております。その委託につきましては、現在、ジェイズさんのほうで、みずから学童保育を実施をさせていただいております。そこに相乗りという形で約10名分をお引き受けいただきたいということでお願いをさせていただいております。指導員については常時2名を置いていただくうちの1名分については、ジェイズさんの事業のほうで見ますというふうにおっしゃっていただいております。1名分につきましては、町のほうが委託料の中で人件費を持たせてもらうという形をとらせていただいております。

それから、もう1点、障害児の学童保育につきましては、これは特定非営利活動法人、NPO法人さんですが、野田川良い町づくりの会のほうに委託をさせていただく予定をしております。

実施場所につきましては、加悦の町民グラウンドがございます、若者センター、その建物を活用しまして、夏休み期間の障害児童の受け入れを、これも約10名、お願いしたいというふうに思っております。障害児童をお預かりいただくということで、指導員については一般の学童より手厚く配置をしなければならないというふうに思っております、5名分の指導員の人件費を委託料の中で見させていただいておるということでございます。

簡単ではございますが、そういった形で夏休み期間、三つの学童保育を新たに設置をさせていただきます、合計で10カ所、現在、社協さんのほうにお世話になっております7カ所に加えまして、プラス3カ所で、10カ所で小学校の4年生までを受け入れをさせていただくと、また、改めて障害児童を受け入れをさせていただくという事業を展開させていただきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうから、後段でお尋ねの件につきまして、お答えをさせていただきます。まず、職員が使っておりますパソコンの台数でございますが、出先を含めまして308台でございます。5年から7年で更新をさせていただいております。

ただし、この308台でございますけれども、ちょうどこの4月9日をもって、Windows XPのサポート期間が満了するということがございましたので、一部更新をさせていただきました、Windows 7に更新をしたもの、あるいはバージョンアップしたものと等でございます。

最終的に、今、申し上げました308台、持っておりましたが、この更新時期に当たりまして、そのうち49台は廃棄、もしくは予備に回らせていただいているということでございます。

それから、全て、これはリースで対応をさせていただいておりますけれども、購入とのその差が考えてないのかということでしたが、合併当初に合併補助金などが活用できました際は、購入もしておりましたが、今は、そういった補助金がございますので、全てリース対応が年度年度の更新時期にすごいコストがかからずに済むだろうということで、リースにさせていただいているというのが現状でございます。

それから、町の、いわゆる税、それから、税外収入の滞納額並びに件数につきましては、毎年9月の決算議会に表示してお示しをさせていただいております、今は5月31日の出納閉鎖が終わりまして、決算に向けた作業中ということでございますので、できますれば9月にお示しました際に、ごらんをいただきましたら、ありがたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 福祉課長、浪江課長、もう一度伺いますが、ちょっと先ほど聞きもらしたんかもわかりません。

芳寿館でお世話になる分、それから若センでお世話になる分の指導者の資格ですね、当初のやすらの里のは聞かせていただいたんですが、この2カ所の指導者の資格につきまして、ちょっと確認をしておきたいと思っておりますので、わかっておりましたらお願いします。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） お答えをいたします。学童保育を行う場合に、特に資格要件はございませんので、町直営の部分につきましては幸い、元園長2名と、それから保育士の資格を持った方がご協力いただけるということになりそうでありますので、そういった資格者ということになりましたが、

ジェイズさんの部分につきましては、特に資格要件をつけておりませんので、恐らく保育士資格のない方になるであろうというふうに想像しております。

それから、同様に野田川良い町づくりの会のほうに委託する部分につきましては、現在のわんぱくクラブのほうを運営をしてもらっておりますが、その職員さんが時間を調整しながら、そちらのほうも見ていただくというようなこともお聞きしておりますので、有資格者もあろうかと思いますが、ちょっと職員配置の関係については、お任せをしておりますので、ちょっと有資格者かどうかまでの確認が現在できておりませんので、また、確認をさせてもらっておきたいと思えます。

議 長（今田博文） 安達議員。

5 番（安達種雄） 冒頭に伺えばよかったです、これも企画財政課長かな、町の不納欠損処分という処理の仕方があるわけですが、これは、地方自治法で定められておるものなのか、例えば年限等が。それとも事業別によってとか、また、町独自の条例等で定められておりますのか、その辺の位置づけについて、伺っておきたいと思えます。

議 長（今田博文） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 不納欠損のご質問でございます。私のほうは税のほうを担当しておりますので、税を、まず基準で申しますと、税については地方税法のほうで定められております。簡単に言いますと、納期限から5年をたつと自動的に債権が消滅しますので、不納欠損に係る案件になってます。

それで、ご質問の中には、ほかの料金の関係があるのかなというふうに思いますけれども、その税以外の分については、それぞれの法に定められておるというふうに思っております。件数、額につきましては、先ほど企画財政課長が申しましたように、今、出納閉鎖が終わって集計中のごさいますて、9月決算議会のほうに報告させていただくということになるかと思えますので、数値のほうは持ち合わせておりませんので、ご了承がいただきたいというふうに思えます。

5 番（安達種雄） 以上で終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

家城議員。

1 3 番（家城 功） それでは、補正予算につきまして、お聞きいたします。

36ページでございますが、タイヤドーザーだと思うんですが、除雪対策事業費の中で8トンドーザーの購入ということでお聞きしておりますが、現状の、町の保有台数と加えまして、中身のちょっと説明を詳しく、よろしく願います。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 36ページの除雪対策事業の関係についてのご質問でございます。

町が今、保有しております、除雪機につきましては、1台を保有させていただいております。今回、雪寒道路の見直しというふうなことがございまして、当初は約16キロの雪寒指定の道路というふうにさせていただいておりましたけれども、今回、新たに見直しをさせていただきまして、国のほうでも大体、約55キロぐらいの雪寒道路の指定を受けました。

今回、それに伴いまして、新しく除雪ドーザーを買いたいというふうなこともございまして、これも社会資本整備総合交付金のほうの交付金事業で買わせていただきたいというふうに考えて

おります。ただ、大体、10キロに1台というふうなことでございまして、現在、旧加悦町の森林組合の倉庫に1台保管をしております。その部分で今、教育委員会さんのほうと調整をしておりますけれども、その部分に納車をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 購入費が1,200万円という額が出ておるわけですが、重機というものの、私は値段の相場というのが全然わからない中で、地元の建設業者さん等の話を聞いておりますと、重機もしかり、それからまた、維持管理のほうもしかり、お金がかかるというようなことでございますが、今回、この1,200万円の8トン車につきましては、能力的にはどうなのか。また、その維持管理については、年間、大体どれくらいを見越されておるのか、その辺、わかりましたら教えていただけますか。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。この除雪ドーザーにつきましては、皆さんご存じだと思っておりますけれども、業者さんのほうに委託をさせていただいておるのが実態でございます。

ただ、業者のほうもなかなか、この除雪機を持つというふうなことが難しいというふうな時代になってございまして、町といたしましても、そういうふうな、今回、補助金の関係が出てまいりましたので、買わせていただいたというふうな状況でございます。

今回は、前回、買わせていただきましたのは、スノープラウといひまして、真っすぐに走りながらハイド板を調整できる、いわゆる通常の機械よりも除雪の能力が高いというふうなものを前回は買わせていただいております。今回につきましては、そうではなくて、除雪といっても、いろんな状況がございます。例えば、排雪をする場合だとか、あるいは圧雪になって雪を取るといふような状況もございますので、今回は汎用的に見ますと、そういうふうな持ち上げて雪を排せつできるというふうなパターンの除雪ドーザーを買わせていただきたいというふうに考えております。

それから、もう1点は維持費の関係がございました。当初年度につきましては、これ車検だとか、そういったものが入ってくるだろうというふうに思っております。ちょっと今、しっかりと資料を持っておりませんが、大体20～30万円くらいは、そういうふうな維持管理にかかってくるのかなというふうに思っております。ちょっと調べさせていただかないと、まだはっきりしたことは申し上げることはできません。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 日ごろの管理がいざというときに必要になってくるのではないかなと、建設屋さん、たまに伺いますと、バッテリーなんかは、もう捨てることもないくらい処分に困っておられるような、今はお金になるらしいんで、そういう業者さんもおられるみたいんですけども、バケット一つにつきましても何百万円というような中で、雪の多いシーズンではワンシーズンでだめになると、そういった話もお聞きしております。

今後、そういった状況の中で維持管理もしていくことも必要ではあるとは思いますが、その分を除雪費用の作業に当たっていただく企業に還元するとか、そういうような方向性も含めた中で、

こういう維持に関しては考える部分もあるのではないかなというふうに感じておりますので、また、詳しい経緯がわかりましたら、次の機会にでも取り上げたいと思います。

次に、30ページの、先ほどから何回も出ておりますが、下山田のファブリですか、非常に私も子供のころから野田川に魚をとりに行ったりしたら、こういうようなものがあるのはお見受けしとるわけですが、金額を見てびっくりしておるわけですが、これにかわるようなものというの、やはりないのでしょうか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） ファブリ井堰にかわるものということでございますが、一つには転倒ゲート、これは鋼製の転倒ゲートがございます。いずれにしましても、川を横断して設置するものでありますので、大雨のときには自動的に転倒したり、また、ファブリでありますと空気が抜けるという機能が必要だということでもあります。繰り返しになりますが、鋼製の転倒ゲートがあるということでございます。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 今回の提案理由の中で、30年近く経過をしたという中で、今、資料の地図を見せていただいとるわけですが、今後、徐々に、そういったやつが出てくると思っております。そのたびに1億円近いお金が、7,500万円のあれが出とるわけですが、これの請け負いというのは専門業者でないと無理なのか、町内業者でもできるものなのか、その辺はいかがなんでしょうか。

議 長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） 特に、ファブリの風袋といいまして、ゴム製の構造をしております。この部分については、やはり専門業者でなければ不可能ではないだろうかというふうに思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） ぜひとも町内業者が、下請でもいいので、受けれるような体制の中で、こういった書きかえが、また今後も出てくると思っておりますので、そういうようなご協議もいただければなと思っておりますので、よろしくご配慮をお願いします。

それから、次に32ページでございますが、与謝野ブランド戦略事業ということで、政策形成の過程の部分も見させていただいとるわけですが、新たに産業振興会議の提言の中から、こういった事業をしていくというようなお話でございます。今度の、この委員さんにつきましては、今現状どのようなご予定で、また、もう既に決まっているものなのか、その辺のご説明をよろしくをお願いします。

議 長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えします。与謝野ブランド戦略事業でございます。この今回の補正によります部分では、まず、立ち上げにかかわりまして各委員さんといひますか、その方々の研修といひますか、勉強といひますか、そういう部分での講師の謝金や講師の旅費、また、いろいろなワークショップを行いますので、そういった経費を上げております。また、その委員さん方に勉強をいただいて、与謝野ブランド、また、町内の中でブランドとして、いろいろな試験からブランド化をしていくというような、いろんな方向性等もございまして、一定、研修等を行っていた後、視察をお願いしたいというような流れを予定しております。

また、このメンバーにつきましては、先ほども出ました産業振興会議の委員の任期も、平成

25年度末で第2期が終了いたしまして、今年度から第3期のメンバーも再構成をするという中で、この産業振興会議のメンバーと、それから、与謝野ブランド戦略に係るメンバーも一定、この産業振興会議の中で、このブランド戦略についてもプロジェクトといいますか、そういう中で検討を進めたいということで、今、まだ、その選考に当たっているという状況で、町長とも話をさせてもらいながら、このメンバーを、10名から15名ぐらいの産業振興会議のメンバーを予定をしております、その中で、またブランド戦略についての検討も進めると、専門部会的な部分で進めていきたいというような方向でありまして、今、選考の段階でございます。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） 町長にお伺いします。ものづくり分野を核としたブランドの位置づけというふうには、以前からも一般質問の答弁の中でも何回かお聞きしとるわけですが、私の受けとめるブランドというのは、例えば時計でいいますとロレックスだとか、そういう企業名を出したら怒られるのかな、そういうもんであるかなと。町長は、ものづくりの分野を核としたブランド化という部分の話をされとるわけですが、ものづくり自体にブランド化をかけようという思いなのか、ちょっとその辺が理解しにくい部分がありまして、わかりやすく、もう一度説明していただければなと思っております。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 現在の与謝野町ものづくりの現状といいますのは、私が思うに、何と言いますか、ものづくりをやっているという状況であるのかなというふうには思っております、そのものづくりをより商圈に乗せていくと、販路開拓をしていくに当たって、戦略的なアプローチが必要であろうと、そうした過程を踏まえた上で、今はものづくりというところかもしれないけれども、一つの大きなブランドとして立ち上げていくことができるのではないかなというふうには思っております、これから、家城議員がおっしゃるように、ものづくりとは何なのか、ブランドとは何なのか、そうした線引きも踏まえた上で、今後、戦略会議の中で検討していく必要があるかなと思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

13番（家城 功） このブランド化という言葉が時々、産業振興あたりで出てくるわけですが、ブランドというのは、自分からブランドをつくるでというもんでつくれるもんでないと、私は常に考えてるものでありまして、ブランドというのは、購入される方、使われる方が与謝野町でできた、これでないといけないよと思うことが、それを広げていくことがブランドであり、自然と与謝野町ブランドと呼ばれるものになってくるのではないかなと、こういった講師の先生を呼んでいただいて、いろんな勉強をされる、また、先進地に視察に行かれる、それも一つの手段ではないかなと理解はできるわけですが、ブランドをつくらうと思ってブランドができるというふうには私は全然考えておりませんで、その辺の、やはり考えをきちっと、ブランドになるためには、どうしていったらいいんだという話し合いができる会議にしていっていただきたいなというふうには常に考えていまして、町長の話聞いておりますと、ここはものづくりの本場であると、昔からの伝統があると、それを理解してほしいんだと、世間の人には多分、理解されると思います。

ただ、そこでつくられたものを、いかに必要性を得ていただくか、それがブランドになるのではないかなと思っております、その辺、もう一度ご見解をよろしく願います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 与謝野町でつくられている製品が、より世間に認知されていく、そうした過程を踏まえた上で、自然とブランド化というように流れていく、そうした家城議員のご指摘であったかなというふうに思いますけれども、私もそういう側面はあろうかと思っております。

先ほどの答弁で申し上げましたように、ものづくりとは何なのか、ブランドとは何なのか、そのためにどのような戦略を持つべきなのかといった広義の議論をブランド戦略会議ではしていきたいなと思っております。

議 長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） ぜひとも、この基本目標であります伝統を生かした未来にチャレンジする産業づくりというふうに書いてございます。ぜひとも内容のある会議をしていただきまして、ぜひとも与謝野町で生まれるものが日本中、また、世界の中で求められるものになるように、ぜひ話し合っていたいただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 必ずそうさせたいと思っております、私自身も、そのメンバーの一人、あるいは座長の一人として、この会議の運営に当たっていく次第であります。

議 長（今田博文） 家城議員。

- 1 3 番（家城 功） ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、いろいろと費用対効果というふうなお話も先ほどから出ておりますが、18ページにアベリスツイス交流事業ということで、町長が団長として行かれるというお話を聞いております。費用対効果という言い方をしたら、非常に失礼なわけでございますが、7月5日から9日という短い間だけ、町長は団長として行かれるわけですが、それでも基金のほうを取り崩しながら46万円の旅費を見込まれております。

そういった中で、このアベリスツイスに関しましては、昭和59年から交流の歩みを見ておりますと、交流があり親交を深めておられるわけですが、今回、この短い滞在の中で町長が、ぜひともこれだけはやり遂げていこうかなという思いがございましたら、お聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今回の、私のアベリスツイスへの訪問というのは、非常に短い期間でありまして、この期間をどのように過ごすのかといった議論は、これまでも担当課とともに進めてまいりました。

そうした中で、一つポイントとして上がるのは、これまでのように交流を続けていくという意思表示があろうかなというふうに思っております、そうした意思表示を主にしていくつもりではありますけれども、プラスアルファの交流ができないか、そうした第一歩を踏み出すことができないのかといった議論をアベリスツイスの観光協会というか、担当者の皆様方と進めているところでありまして、その内容といたしましては、一つは産業に絡む何かしら、あるいは行政との、もう一步踏み込んだ行政対行政の交流、そうしたところが上げられるわけですが、これはまだ、はっきりとした進捗を見せておりませんで、そうした道筋を一つつけていきたいなというふうに思っております。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 旧加悦町の細井町長さん以下、歴代の町長さん、副町長さん、また助役さん、また新町になっても、太田町長が団長として行かれております。金額がどうであれ、町のお金を使ってイギリスに渡られる中で、有意義な交流をしていただきまして、決して無駄にならない、もちろん町長のことですので、無駄なことは考えておられんとは思いますが、有効な旅をしていただきまして、与謝野町のよさをどんどんPRしていただければと思っております。以上で終わります。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほど、議員の質問の中で、8トンドーザーの、いわゆる維持管理費だとか、修繕料だとか、そういったものがどのくらいお金がかかるのかというふうなご質問があったというふうに思っております。

ちょっと平成24年度の資料で申しわけないんですけども、平成24年度では特定自主検査だとか、あるいは修繕料だとか、そういったことを合わせまして、約34万5,000円お支払いをさせていただいております。

議長（今田博文） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 補足をさせていただきたいと思っております。先ほどお尋ねのアベリスツイス交流事業の関係で、今回、普通旅費46万3,000円、補正計上をさせていただいております。この旅費につきましては、延べ12日間の旅費を見込んで上げておりますけれども、この予算を上げました後に、いろんな日程の変更が生じまして、町長が実質、向こうに滞在でき得るのは大体2日程度ということでございます。

このような計画をいたしました後に、別の、どうしても参加しなければならない出張が、国内出張ですけれども、生じたので、町長だけ早目にお帰りになるということになりました関係上、予算は、このようになってございますけれども、実質、当該地には2日程度滞在してこれらということでございますので、補足をさせていただきます。

議長（今田博文） 家城議員。

1 3 番（家城 功） 終わりますと言いましたが、2日間の限られた中で、山添町長の手腕をいかに発揮していただくか、大いに期待をしておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 皆様の期待に沿えるよう、しっかりと公務をしまいたいと思っております。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。
渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） 私は林業振興策、有害駆除の関係をちょっとお聞きしたいと思っております。

説明資料、いただいております説明資料6ページ、有害駆除関係のところ、最終的に金額の歳出、その他という項目で5,990万7,000円という大きなその他が出ております。この部分をちょっと教えていただきたい。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） これは産業建設環境常任委員会でお配りをいたしました資料の6ページということであろうかと思っております。

その中で、その他の項に5,992万7,000円を上げておりますが、これは今回の補正予算をできるだけわかりやすく簡易に表現をするという意味で当初予算で計上しております、例えば有害駆除の猟友会に対する委託料でありますとか、フェンスの設置にかかわる費用でございますとか、そういったもろもろの有害鳥獣対策にかかる予算を、その他ということで、一括して表現をさせていただいたというものでございます。

議長（今田博文） 渡邊議員。

4 番（渡邊貫治） ちょっとその他で5,900万円という数字は、ちょっと大き過ぎまして、ちょっと頭の中が回転しにくいところなんで、またこれは後ほど、またお聞きいたします。

続きまして、同じ有害駆除の関係で、もう一つお聞きしたいと思います。

このたび、有害駆除のほうの捕獲隊という新しい名称ができてまいりました。将来にわたり期待される効果というような形で実施隊ができてまいりまして、それについての説明の中で、一定の要件を満たす実施隊について、猟銃所持許可の更新申請に対して、技能講習が免除されるなどのメリットがあり、鳥獣捕獲従事者の確保につながると、このように説明資料で言われております。

この中におきまして、大変、狩猟免許の許可申請におきまして、この技術講習が免除というものは大きいのですが、この技術技能講習、実質、射撃場に行って、そして満点、70点以上なんですけど、とってきて、初めて申請のときの添付書類となります。その技術にかかわるものが、この有害駆除員の証明書という形でなっております。これは、府の、国の政策ですから、あのもんですけども、その中におきまして、この有害駆除員であれば、技術技能検定をとらなくてもいいということに関しましては、非常に危ない面があると思います。

なぜならば、有害駆除員であれば70点以上をとらなければならないものを、免除ということにもなりますので、ここの政策形成の過程の説明の中におかれましても、この安全面における技術指導、実施する中においての、今で言う安全面、その有害駆除隊を、みな入れる、集めるという問題ではなしに、より安全に、より技術的に、その実施隊を組むかということで、安全な方法をお願いしたい。

といいますのは、この予算の中から猟友会に対して、どう言いますかね、射撃場の、例えば、きょう行ってこんなんのですけど、そこできちっとした技術をしていかないとですね、そして安全駆除隊員になっていただく、そういうふうな方向性をいただきたい。

言いますのが、有害駆除におきましては、大変危ない、どーんと当たります。人の家のほうにも行きます。持つときの、こういう形もいります。いろいろなことがありますので、一から安全隊員の教育方針というものを考えていただきまして、そして、より安全な駆除隊の選定を考えていただきたいと私は思っております。終わります。

議長（今田博文） 井上農林課長。

農林課長（井上雅之） ただいま、議員のご指摘につきましては、そのとおりだと思っております。やはり実施隊を編成するに当たっては、猟友会から推薦を受けて委嘱をするということになっておりますが、その母体である猟友会に対しましても、より一層、安全面について深めていただくということについては、申し上げていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） それでは、質問をさせていただきます。ちりめん街道は、常任委員会の資料で商工観光課のほうでいただきました資料をもとにちょっとお聞きをします。

3ページなんですけれども、ちりめん街道につきましての予算形成がかなりなされているというふうに理解しております。まず、伝統的建造物説明版作業業務委託料100万円、それから、さらにちりめん街道空き家データベースのベース化の業務委託料50万円、そして、さらには、その下にちりめん街道の看板、それから、おもてなしの環境事業、合わせて850万円ほどが予算を上げておられます。

そういう中で、あまり理解が、この委員会のほうには所属しておりませんでしたので、理解に苦しむところがあるんですけども、まず、データベース化業務委託料という50万円につきましては、どのようなもくろみでなされたのか、ちょっと1点ご質問します。

議長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） お答えいたします。ちりめん街道空き家データベース化業務委託料50万円でございます。

これにつきましては、昨年度、平成25年度にちりめん街道の空き家バンクを設置をいたしまして、約1年ぐらいたってきているわけですけども、なかなか登録であり、家の登録もですけども、借りたいという方の登録もなかなか進んでこないという中で今回、海の京都構想なり、いろいろな取り組みが進んできております。そういう中では、ちりめん街道の活性化を皆さんで取り組んでいただきたいという中では、データのきっちり、そのお家の平面図ですとか、図面化ですとか、また、家の写真、間取りですとか、いろいろな部分のデータベース化を行いまして、皆様方に広く見ていただきながら、借りられる方、貸していただける方を広く募集をしていくために、基礎データをデータベース化したいというものでございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 1年間ほどたって、借りたい人、それから、利用したい人という、それぞれの方々がおられないということで、私もホームページを見させていただきましたら、ちりめん街道空き家バンク制度というので、その仕組みについてが表示をされておりました。

その中で、どれぐらいの空き家があるのか、そういったところにつきましては、把握をされているかどうか、1点お聞きします。

議長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 現在、我々のほうで把握している段階では、14件程度ではないかという情報でございます。

議長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 空き家が14件ということなんですけれども、今後、その空き家が見込まれる、そして、そのエリアですけども、どれだけエリアを想定をされているのか、このおもてなし環境補助事業の概念、概要というのを読んでおりますと、その補助金対象となっておりますエリアが、それぞれ決めておられるようで、戦略拠点というのが、ちりめん街道、KTR野田川駅エリア、自転車道、ちりめん街道エリア、SL広場、そのようなところが指定をされているようにホームページでは書いてありますけれども、どのあたりまで設定というのか、エリアを広げ、こ

の50万円をかけてデータベース化する、その内容を公開をし、されていくのか、ちょっと教えてください。

議 長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員おっしゃっていただいております部分での、まずデータベース化の50万円の部分につきましては、ちりめん街道、重伝建のエリアの部分でございまして、それで、いわゆるもう一つのおもてなし環境整備事業費補助金につきましては、与謝野町の海の京都与謝野町マスタープランの中で重点的に上がっておりますちりめん街道エリアと、それから、サイクリングロード、その少しエリアが広い部分でございまして、その部分でも少し違いがございまして、データベース化については、重伝建地域ということでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、もくろみとしましては、14件プラス、どれぐらいの空き家があるかというところではあろうと思えますけれども、実は、これを見させていただいておりまして、要は施設維持というか、どちらかという建設的な積極的な予算というよりも施設維持の予算が非常に多いのかなというふうに見えてとれました。

要は、積極的に産業振興をやっていこうとか、そういうようなものというのがあまりこの部分では感じられなかったわけでございます。ほとんどが看板整備であったりだとか、データベース化だとか、それは、それから、先ほどの質問でもありましたけれども、研究の視察研修でありますとか、そういったものが上がっていたように思うんですけども、今、このちりめん街道の全体像を、イメージを私なりにしようと思っておったんですけど、なかなかイメージができません。説明版の文書をつくって、どこに置くのかな、看板はどこに立てるのかな、データベース化が今からするとすれば、この補助金関係はどうなるのかな、そして、短期的な計画だとか、あるいは中期・長期の計画がイメージとして、あまりできないわけでありましてけれども、課長が考えておられます短期計画及び中期・長期、そして完成イメージ、ここにイメージパーツが小さい絵で示されておりましてけれども、どんな考え方を持って、このちりめん街道を発展、そして人口の流入につなぎたいのか、お考えがありましたらお教えいただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員にきっちり納得いただけるお答えができるかどうかわかりませんが、まず、京都府を中心に、海の京都構想が出ておりまして、その中で与謝野町といたしましては、ちりめん街道を中心に、そのエリアから町としては、町全体に、町全体に広がっていく構想ではございますけれども、そのまず拠点として、ちりめん街道エリアをにぎわいといいますか、住んでおられる方も、また、訪れていただく方も楽しくといいますか、そのよさを味わっていただくという部分で、まず看板ですけども、現在でも修復をされた建物のところに、その説明版的なところが今もございまして、それがちょっと表面も見にくくなっているというようなあたりで、実践者会議のほうでも、そういうのをやっぱりきっちりしていかなあかなというようなお声をいただいています。

また、一方では例えばインターからおりまして、なかなかちりめん街道までの、案内的に不十分であるというようなお声もいただいております、そういう部分が看板のリニューアルですとか、観光誘導案内看板ですとか、そういう部分でございまして、そういう中で、来ていただく仕

掛け、来ていただいた方に旧尾藤家住宅をはじめ、それぞれの伝統的な建物を見ていただいたり、その来ていただいた空間を、また、味わっていただくというような部分で、地元の方々をはじめ多くの方々に、そのおもてなしとよく言われておりますけども、そういう部分もはぐくんでいただきながら、もう一回、再構築といいますが、そういう部分をもう一回、地元の方も、住んでおられる方も、ちりめん街道はやっぱりいいなというふうに思っていたらいいような部分で、少し議員おっしゃるとおり、なかなか積極的な部分は見えないなというふうに思われると思いますし、実際に空き家バンクを創設しましても、なかなか高齢の方のお宅でありましたり、ご家族はおられずに遠くにおられて、なかなかその接触も難しいという部分では、かなりハードルも高い部分がございますけれども、一つ一つ目に見える形で取り組んでいながら、皆様のご理解をいただき、そして、ちりめん街道を、何か、来ていただいた方がほっこりするなとか、いい空間だなというような部分で、喜んでいただけたらというふうな思いを持っております。少し、若干お答えになってないかもわかりませんが、よろしく願います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 一つの事業をしていただくわけでございます。そういう中では、やはり本来の目的があって、戦略等があって成果物が得られるように、計画を立てて、そして町民が、特にちりめん街道を取り巻く住民の方々が、あの環境が、どのように、これから変わっていくのだろうというような、そんな未来が描けるような計画が示されれば、地域住民の方々も、もっともっと積極的に協力がいただけるんじゃないかなというふうに思っております。

さらに、この空き家バンク制度に登録をしないと、他の地域の方々が、ここに入ることができないというような、この補助金概要から見ますと、そのように書いてございます。そういった意味では外貨、外貨というよりも地元企業の皆様、ちりめんにかかわっておられる産業の方々が、あそこで模擬店をやりたいとか、あるいは使って、そこで製造してみたいとか、そういうような業者のニーズもしっかりと受けとめていただいて、そして、さらに外部から京都を中心にしながら近畿圏、あるいは関東圏の、そういった業者の方々に、もっともっとPRをして、このちりめん街道そのものの特徴を打ち出して、そして、特徴を打ち出すことによって来ていただく、来ていただくためには、当然にして、その足が必要でもありますし、その企画はどちらにしても立てていかなければいけないというふうに考えるわけですが、これだけを見ておられますと、何か小手先でぽつん、ぽつん、ぽつんとやっているようなイメージがすごくあるんですけれども、何か中期的な計画というのは、今後、作成される予定はございますでしょうか。

議 長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 計画というところですが、今回、海の京都与謝野町実践者会議のほうでつくらせていただきました、海の京都与謝野町マスタープランを基本ベースに取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、少しほかの件でも申し上げましたけども、協働のまちづくりという部分で、やはり行政主導でいかない部分といいますが、皆様方のお力をおかりしないといけないという部分もございまして、実践者会議を中心に現在も第三ステージでいろいろと各部会等に分かれていただいて、取り組んでおられて、空き家みつけ隊というような組織の中でも、この空き家バンク、このちりめん街道内の活性化については、地元の方を中心、また、民間の方を中心に取り組んでいただ

いておりまして、そういう部分で積極的に我々もバックアップをしていきたいと思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） あの地域に850万円ほど投下するわけでございますので、その投下した費用に対して効果、先ほどからお話が出ておりますけども、どれだけの効果を、成果物をもくろんでやっていくかというのが求められているだろうというふうに思っています。そういう意味では、やはり町民の方々に、そのイメージできる計画を出す必要があるのではないかなというふうに思っているところです。

再度、お伺いをしておきますけれども、ちりめん街道全体を見計らったときに、課長が持っておられるイメージとは、どんなイメージでしょうか。

議 長（今田博文） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 先ほども申し上げましたが、こちらのほうで海の京都与謝野町マスタープランに掲げております、こういったイメージの部分でございます。よろしく申し上げます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それは見させていただいておりますので、イメージしておりますけど、課長のイメージがマスタープランということによかったですね、はい。了解をいたしました。以上で終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

江原議員。

6 番（江原英樹） どうしても今回の補正は、町長の重点施策である、ものづくり、ものづくりを通じて産業振興をやっていくという、大きな町の方針の中での補正であると思います。

具体的に、まず、この阿蘇海のシーサイドについての今の話じゃないですけども、イメージがまだはっきりしませんが、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問いただきました、阿蘇ベイエリアの活性化についてのイメージを、もう少し具体的にというふうにおっしゃいましたけれども、さきの一般質問や所信表明でも申し上げておりますように、阿蘇シーサイドパーク周辺にあります空き店舗や、あるいは空き工場、空きスペースを最大限に利活用した上で、交流人口をふやしていきたいと、そういう思いであります。

この阿蘇ベイエリアの振興につきましては、今後、課内、そして、恐らく共同パートナーを見つけることになろうかと思いますが、そうした議論の中で明確なイメージを提出していきたいなと思っております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 実は、先々月から町では認定業者会という、いわゆる与謝野のブランドをしっかりと認定して、そして、町を挙げて宣伝していこうという業者会が設立されておまして、27業者が選定されました。

その中で、あそこの管理棟というんですか、あそこで一日も早く、一人でも二人でもいいから、何か物売りがしたいなというような意見がありました。あの管理棟は、そういったものに使用してもいいんですか。使用規約等につくられておるのか、お聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、阿蘇シーサイドパークの管理棟についてご質問がございました。今の管理棟につきましては、阿蘇シーサイドパークといいまして、大体、約6.2ヘクタールの公園の管理をする管理棟というふうな位置づけで、国の補助事業をいただきまして設置した管理棟でございます。

したがって、今、あの中で販売をというふうな話でございますけれども、あのスペースにつきましては、それまでのスペースがないというふうに思っています。今は、今の管理棟の中では、あそこで、例えば保育園だとか、そういった関係で、あそこは非常にたくさん今、使っていただいております。そこでお昼の休憩だとか、あるいは雨が降った場合の雨宿りの場所だとかいうふうなことで、あその部分で大変たくさん今、活動をしていただいております。今、そういうふうな状況の中で、あそこで今、ものを販売するというふうなスペースはございません。

それと同時に、今は、あの管理棟の中でグランドゴルフの受け付けだとか、あるいはまた、ゴルフ場の管理だとかいうふうなことを今、管理人さんを立ててさせていただいております。というのが実態でございます。今、議員が、あそこの中でというふうなことになりますと、大変スペースが限られてくるというふうなことよりも、なかなかあそこで、今そういうふうなことができない状況なんではないかなというふうに、私は思っております。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） 今、町長お聞きのとおりね、そういうふうにしかならない阿蘇の環境なんです。多くの町民は、これ商工観光課で60万円の予算がある。今後、商売について、何とかそこで、例えば、軽トラ市ができるとか、そうするとね、丹後一円を的にした地域だという、大変元気な声を業者会は持っております。その辺について、いわゆる商工の町と、商工を推進する町として、あそのエリアが町長のイメージにはありますか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） あの地域一帯が商工のエリアとなることについて、私にイメージはあるかというご質問でありますけれども、それは当然のことながら、その視野に入ってくるだろうというふうに思います。

議長（今田博文） 江原議員。

6番（江原英樹） ありがとうございます。

一日も早く、1台の軽トラでも一つのテントでも、あそこで業者が1時間でも2時間でも、自分のつくった、いわゆる与謝野ブランドが販売できるような形をしっかりとお考え願いたいし、また業者のほうも、それに向かって動いております。

与謝野の福祉が多く評価されたのは、事業所自体が町民の中から生まれてきたと、町長の政策の中で、町民が頑張ってきてきたと、町民が、自身が事業所をつくって、それが協力してきたというのに評価を得るわけなんです。それが全てではないとは思いますが、産業においても大分、この一般質問や討議の中で、町長のイメージが出てきたと思います。

与謝野ブランドの戦略会議も、私はね、これは成長戦略を一手に引き受ける、この中で先ほどおっしゃった町長の、私が座長となってやるんだという、それはもう大変評価します。それは与謝野ブランドだけではなしに、成長戦略の分野でしっかりと自分が座長になって、方針を示して

いくという、そうした期待を町民は持っていると思いますが、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 誰にも負けないような気概を持って、その任に当たっていきたいと思っております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） せんだっての一般質問においても、海のマスタープラン、藤田議員のおっしゃった、どこの課に言っているのかわからん。物すごい総花的であるという、こういったものもしつかりと、そうした戦略会議で方針を示すということが私は大事だと思います。

何と申しましても、行政、政治の軸足が変わるということをきっちりと、やっぱり所管の皆さん方に認識をさせていただきたい。そうして、その中で新しい発想を生み、新しい政策ができるという仕組みをつくってもらう、そうすれば住民が安心して、それをついていけるという、住民自身がいろんなアイデアを出すということができると思います。もう一度、その成長戦略について、ご意見があったらお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私はですね、成長戦略に関しましては、二つの柱があるだろうというふうに思っております。先ほどから議論をいただいております外貨獲得事業、すなわち与謝野のブランド戦略事業に関しましては、その大きな一つの柱であろうというふうに思っております。域外から財を獲得していくことによって、この町の豊かさ、あるいは活力を生み出していく、そうした方針を、あるいは思いを込めまして、今回、この与謝野ブランド戦略会議の立ち上げを行ってまいりたいというふうに思っております。

しかしながら、官、行政だけで進めるものではございません。すなわち住民の皆様方の多くのご協力を得ながら進めていくものであるというふうに認識しております。そうした思いの中で成長戦略の一つとして、外貨を獲得していくという強い決意で今、担当課とも協議を進めてまわっている所存であります。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） まさに政治主導で、町長の決断は政治の決断なんです。政治が、何回でも言うように、決断すれば、政策、いわゆる所管にしても、町民にしても、必ずや成果を出して、協力してくれるわけです。ぜひ、町の中でも費用対効果という言葉が少しずつ出てくるようになりました。そういった意見交換の中で、ぜひしっかりとした戦略、成長戦略を立ち上げていただきたいと、期待して質問を終わります。

議 長（今田博文） ただいま、一般会計補正予算の審議の途中でございますけれども、これから全員協議会、そして議会運営委員会が予定をされております。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、6月17日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

(延会 午後 2時55分)